

「子ども・子育て支援新制度の実施に伴う条例制定等」についての
市民意見の内容及び市の考え方

平成26年6月20日から平成26年7月15日まで実施いたしました「子ども・子育て支援新制度の実施に伴う条例制定等」について、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。
皆様から提出された意見の概要及びこれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。
なお、ご意見は一部要約又は集約及び分割して掲載しましたのでご了承ください。

平成26年7月31日

(問い合わせ先)北九州市子ども家庭局子ども家庭政策課

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号

TEL 093-582-2550

FAX 093-582-0070

■ 意見募集結果

1 実施時期

平成26年6月20日から平成26年7月15日まで

2 意見提出状況

(1) 提出者	<u>36人・団体</u>			
(2) 提出意見数	<u>192件</u>			
(3) 提出方法	ア 持参等	<u>2件</u>	イ 郵便	<u>3件</u>
	ウ ファクシミリ	<u>26件</u>	エ 電子メール	<u>5件</u>

(4) 提出された意見の内訳

意見の対象である基準(案)	提出意見数	意見への対応		
		A 基準(案)で 対応可能な もの	B 基準(案)に 反映するも の	C 基準(案)に反 映しないが、 今後の参考と するもの
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	21件	0件	0件	21件
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	44件	0件	0件	44件
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	0件	0件	0件	0件
放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準	14件	0件	0件	14件
複数の基準又は全体に係るもの	68件	22件	0件	46件
その他(基準で定める内容に対する意見ではないもの)	45件	1件	0件	44件

■提出された意見の概要及びこれに対する市の考え方

【意見への対応】

- A 基準(案)で対応可能なもの
- B 基準(案)に反映するもの
- C 基準(案)に反映しないが、今後の参考とするもの

整理番号	意見の概要	市の考え方	反映結果
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準			
1	幼保連携型認定こども園での学級編制は1学級園児数を30人以下にしてほしい。 (21件)	幼保連携型認定こども園の学級の編制に関する基準については、国基準を踏まえ、1学級の園児数は35人以下としています。 なお、職員配置基準は、保育所と同様の基準としています。	C
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準			
2	保育の質を確保するため、小規模保育事業は、北九州市の独自基準として、A型だけに限定してほしい。	小規模保育事業については、国の省令でA、B、C型の3類型が示され、これを踏まえて条例では3類型全てについて基準を策定する必要があります。 なお、本市では、保育の質を確保するため、B型の保育士の配置割合や連携施設の基準について、国の基準を上回る基準を設けることとしています。	C
3	認可保育所は保育士資格を有する専門職員の集団で成り立っているのに対し、小規模保育事業や家庭的保育事業の認可基準は、(B、C型)1/2ないし、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めるものと同様となっている。 共通の財政措置で創設されるのであれば、認可保育所と同様にすべきだと考える。	小規模保育事業や家庭的保育事業の認可基準は、国の省令で示された基準を踏まえて定めていますが、本市では、保育の質を確保するため、小規模保育事業のB型の保育士の配置割合や家庭的保育事業を含む連携施設の基準について、国の基準を上回る基準を設けています。	C
4	小規模保育事業や居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の保育従事者は全て保育士資格を有する者にしてほしい。	小規模保育事業のA型及び20人以上の事業所内保育事業の保育従事者は、全て保育士とすることとし、小規模保育事業のB型の保育士の配置割合は、国基準を上回	C

	(21件)	<p>るものとしています。</p> <p>これら以外の事業では、保育士以外であっても、市長が行う研修を修了した者や保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者とする事としています。</p>	
5	<p>小規模保育事業ではなく、市が保育所を新設し、運営してほしい。</p> <p>(21件)</p>	<p>小規模保育事業は、待機児童の約8割を占める3歳未満児を対象とし、小規模かつ短期間で施設整備が可能であることなどから、早急な待機児童対策として有効な事業であると考えています。</p> <p>なお、保育所の新設については、地域のニーズ等を踏まえて検討していきます。</p>	C
<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p>(当該基準のみに係る意見提出0件)</p>			
<p>放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準</p>			
6	<p>指導員の資格については、専門職として国家資格としてほしい。</p> <p>また、研修の科目に、保育・児童、教育・教養、福祉・医療等を入れてほしい。</p>	<p>指導員は、新たに都道府県知事が行う研修を修了することが必要になります(資格取得)。この資格については、国家資格として取り扱われるのか、現在のところ国から示されていません。</p> <p>研修科目につきましては、今後、国のガイドライン等を踏まえ、都道府県知事が定め、実施することとされています。</p>	C
7	<p>事務作業・連絡など雑務を1名で処理するのは過重な労働であり、子どもたちの安全・安心の保育のためにも、常時指導員を複数体制にしてほしい。</p> <p>また、指導員の資質向上等のために、順次、正指導員の数を増やす必要がある。</p>	<p>児童おおむね40人以下に対して、指導員(放課後児童支援員等)を2名以上配置することと考えています。</p> <p>本市のクラブでは、今後、国から示されるガイドライン等を踏まえて、具体的に決定することとしています。</p>	C
8	<p>指導員が専門職として、また若い人や男性が長く働けるよう、開所時間は平日・休日8時間としてほしい。また8時間勤務を基本としてほしい。</p> <p>(2件)</p>	<p>国の基準では、クラブの開所時間は、原則、平日が1日につき3時間以上、学校休業日が1日につき8時間以上と示されています。</p> <p>本市のクラブでは、今後、国から示されるガイドライン等を踏まえて、具体的に決定することとしています。</p>	C

9	<p>専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上となっているが、かばん棚や本棚等のスペースを除くと、かなり狭いと思う。</p>	<p>これまでも、児童の専用区画の面積につきましては、国のガイドラインで望ましいとされる、「児童1人につきおおむね1.65㎡以上」を踏まえて、必要なスペースの確保に努めてきており、子ども子育て支援新制度におきましても、国の基準を本市の基準とすることとしています。</p> <p>なお、専用区画には、生活・遊びの場としての機能を備えることから、かばん棚、本棚は、この専用区画に含めて考えています。</p>	C
10	<p>「専用区画には静養するための機能を備える」とあるが、保育室にそのような余裕はない。ベッドを置ける仕切りのある部屋を用意するようにしてほしい。</p>	<p>本市では、児童を静養させる場合、クラブ室内に必要なに応じて間仕切り等を設置して必要なスペースを確保するなど、それぞれのクラブが対応しやすい方法で、児童の支援にあたっていただいています。そのため、従来どおりの手法で支援にあたっていただきたいと考えており、現在のところ、静養するための専用の部屋を設けることは考えていません。</p>	C
11	<p>児童の集団規模は40人以下を守ってほしい。</p> <p>北九州市は施設の関係で、名簿上分割のクラブもあるが、40人以上になったら、生活スペースが確保されるように施設整備を行って欲しい。</p> <p>(2件)</p>	<p>児童の集団規模につきましては、おおむね40人以下とすることと考えています。</p> <p>なお、40人を超えるクラブの施設の取り扱いにつきましては、今後、国から示されるガイドライン等を踏まえて対応を検討していきたいと考えています。</p>	C
12	<p>高学年の児童については、「学童保育」という預かり方ではなく、児童館や市民センター内のフリースペース、又は見守りの大人がいる公園での遊びの方が、良いと考える。</p>	<p>児童福祉法の改正により、クラブの利用対象児童は小学6年生までとされました。</p> <p>本市のクラブでは、放課後の児童の安全・安心の居場所を確保するため、平成21年度から、高学年児童の受入に取り組んできました。なお、地域によっては、児童館等の安全な居場所が確保できないところもありますので、現在のところ、おおむねすべての小学校区に整備されている放課後児童クラブで、引き続き、高学年児童を受け入れていきたいと考えています。</p>	C

13	<p>設備について、国の基準どおりとするのであれば、必要な設備や備品を速やかに設置して欲しい。</p>	<p>これまでも国のガイドライン等を踏まえて設備等の整備に努めてきました。子ども子育て支援新制度にあたり、新たに国から考え方が示された場合は、その内容を踏まえて対応を検討していきたいと考えています。</p>	C
14	<p>補助指導員にも資格所持を義務付けてほしい。</p> <p>また、児童の集団規模について、「おおむね」の表記ではなく、明確な人数を示してほしい。</p>	<p>児童の支援には、放課後児童支援員に加え、同支援員を補助する補助員もあたることができるとされています。国の基準では、放課後児童支援員に資格所持を求めていることから、本市も同じように考えています。</p> <p>また、本市のクラブでは、保護者の就労支援等のため、多くのクラブが児童の受入に積極的に取り組んでいただいています。そのため、例えば、児童の受入に必要となる指導員数が確保されるまでの間でも、必要に応じて児童の受入を柔軟に行うことができるよう、児童の集団規模は、「おおむね40人以下」と考えています。</p>	C
15	<p>指導員の資格については、子どもの成長発達等を取り入れた研修の中身にしてほしい。児童期は大人に依存しつつ自律し思春期を迎える大事な時期なので、子どもの権利条約の考えに照らして子どもの意見表明権なども研修内容に取り入れてほしい。</p>	<p>指導員は、新たに都道府県知事が行う研修を修了することが必要になります（資格取得）。研修科目等の内容につきましては、今後、国のガイドライン等を踏まえ、都道府県知事が定め、実施することとされています。</p>	C
16	<p>条例で、勤務時間を1日8時間以上として義務付けし、それに見合う賃金体系等を整備してほしい。</p> <p>また、若い指導員が働き続けられるように条例で退職金制度等を定めて欲しい。</p> <p>(2件)</p>	<p>今回、定める基準は、クラブの設備・運営に関するものであるため、国の基準においても指導員の賃金等は含まれていません。</p>	C
複数の基準又は全体に係るもの			
17	<p>職員配置の基準について、1歳児を5:1とすることはとても良いこととは思いますが、職員の確保という面で不安があ</p>	<p>成長が著しく、人格形成にとって最も重要な時期にある1歳児と関わる保育士が、高い専門性をもって、子どもや保護者に関</p>	A

	<p>る。</p> <p>0・1歳児であれば集団的に保育するようにして、主は保育士資格を持つ者とし、補助的な活動をしてもらう人を配置する形にした方が、良いのではないか。</p> <p>また、この基準では、5:1を超えれば、あと1人の子どもでも受け入れられなくなる。(基準上は)6:1で受け入れられるが、5:1の配置をすれば補助金を割り増しするというのも一つの方法かと考える。</p>	<p>わることは、重要であると考えており、保育所における1歳児の保育士配置基準については、保育の質の向上を図るため、北九州市独自の補助事業により国基準(6:1)を上回る市独自基準(5:1)での配置としています。</p> <p>幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等においても、同様の基準とすることで保育の質の確保を図りたいと考えています。</p> <p>また、保育士及び幼稚園教諭の確保については、幼稚園教諭免許状や保育士資格を取得するための単位数を軽減する特例制度の活用や就職の支援など施設が必要とする人材を確保できるよう支援を行っていきます。</p>	
18	<p>幼稚園、保育所の現行の基準を下回らないようにしてほしい。 (21件)</p>	<p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例については、幼稚園、保育所のそれぞれ高い基準を引き継ぐこととしています。</p> <p>また、その他の条例においても、保育所、幼稚園の現行の基準を確保することとしており、今後とも、教育・保育の質の確保・向上に努めてまいります。</p>	A
19	<p>給食は、保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業も業者委託や外部搬入せず調理員を置き、自園調理としてほしい。 (21件)</p>	<p>今回の基準条例を定める幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業については、給食は、自園調理を原則としており、調理員も置くこととしています。ただし、施設又は事業所の管理体制、栄養士の指導体制、調理業務受託者の運営能力等の要件を満たす場合については、外部搬入を行うことが出来るとしています(幼保連携型認定子ども園は3歳以上について、小規模保育事業については保育所等の連携施設等からの搬入に限ります。)</p> <p>また、調理業務の全部を委託する場合又は外部搬入を行う場合については、調理員を置かないことが出来るとしています。</p>	C

20	<p>新制度開始までに支給認定の方法や教育・保育施設の契約の仕方など全ての保護者に周知を徹底してほしい。その際、現場が混乱しないように市が責任をもって対処してほしい。</p> <p>(22件)</p>	<p>保護者に対する新制度の周知については、新制度に関する問い合わせを受ける専用ダイヤルを設置するほか、市ホームページでのお知らせ、制度や手続き方法を分かりやすく説明したパンフレットの配布、市政だよりや行政が発行する情報誌の活用など、さまざまな方法や機会を通じて、積極的に広報活動に取り組むこととしています。</p>	C
21	<p>全ての保育施設で保育士、教諭1人当たりの子どもの数を「おおむね」の標記ではなく、明確な人数を示してほしい。</p> <p>(2件)</p>	<p>保育士数の算定については、施設又は事業所全体における保育士又は保育教諭の数をもって行うことから、従前から国の基準に、「おおむね」と規定されています。</p>	C
22	<p>認定こども園の場合、保護者の就労状況が変わっても、そのまま継続利用できるがあるが、保育所機能が保育所型と異なることに疑問を感じた。</p>	<p>認定こども園においては、保護者の就労状況が変化したとしても、当該施設への入園継続を希望された場合、そのまま継続して利用できることとなっております。</p> <p>また、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例については、幼稚園、保育所のそれぞれ高い基準を引き継ぐこととしており、今後とも、教育・保育の質の確保・向上に努めてまいります。</p>	C
<p>その他(基準で定める内容に対する意見ではないもの)</p>			
23	<p>1歳児の職員配置基準が5:1、小規模保育施設の保育士が3/4以上と、北九州市が国基準を上回る基準を持つということは、全国に誇ってよいことである。北九州市の子ども・子育ての質を落とさないという覚悟であり、ありがたいことと思う。</p> <p>保育の質を守るということと、高い質を持った保育士や幼稚園教諭の養成・確保という2つの覚悟が北九州に必要なだと考える。</p>	<p>本市では、保育所での1歳児保育士配置基準が5:1、小規模保育事業B型においては保育士の配置割合を3/4以上とし、国基準を上回るものを設定しています。</p> <p>また、公立、民間の保育士を対象に、様々な研修体制を整え、研修のあり方についても見直しを行ない、保育の質の向上のための支援を行っており、保育士確保に繋げるための処遇改善も実施しています。</p> <p>今後も、こうした取り組みを進めていきます。</p>	A
24	<p>現在は認可外でも、法人取得、又は一定の人数・保育スタッフの登録等で、認定されるようにしてほしい。</p>	<p>認可外保育施設が、施設型給付施設を目指す場合、法人格の取得が必要となります。地域型保育事業を目指す場合は法人格は必要ありません。</p>	C

		また、いずれの場合も保育士の配置等の基準を満たす必要があります。	
25	兄弟、姉妹が認可外保育施設に通園している場合、下の子どもが市立保育園などのサービスを利用する際、第2子、第3子とカウントされないことを改善してほしい。	<p>国が示す基準に基づいて、同一世帯から2人以上のお子さんが認可保育所や幼稚園等に入所している場合は保育料の軽減を行っています。</p> <p>新制度においても同様に、国が示す基準に基づいて多子世帯の保育料の軽減について対応したいと考えています。</p> <p>なお、認可外保育施設が、新制度の認可施設や認可事業に移行した場合は、保育料の軽減の対象となる場合があります。</p>	C
26	私立幼稚園に配布している補助金を小規模保育事業や、家庭的保育事業にも拡充してほしい。	小規模保育事業や家庭的保育事業等に対する「地域型保育給付」が創設され、現行の補助制度と同様に、財政支援を行うこととなります。	C
27	<p>保育所職員の職員配置について、3歳児については国基準どおり20:1となっている。</p> <p>2歳児時の6:1から20:1になり、保育現場としては対応に苦勞しており、国もその必要性を十分認識しているようなので、国に先駆けて、15:1にしてほしい。</p>	3歳児の15:1職員配置は、新制度の中で加算措置として実施される見込みであり、本市においても保育の質の向上に向け、対応することを検討しています。	C
28	<p>徒歩圏内に認可外で実質、幼稚園型認定こども園があり、年度途中で転園する場合がある。</p> <p>「認可外」には不安があるため、デメリットにも目を向け、施設からの要望だけでなく、しっかりと精査してほしい。</p>	<p>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型、保育所型、地方裁量型)については、現在、福岡県が認定の基準に基づき、審査等を行っています。</p> <p>市においては、子ども・子育て支援新制度の給付対象施設の運営基準等について、国が定める基準を踏まえて条例で定めることとしております。</p> <p>今後とも、県と連携し、教育・保育の質の確保・向上に努めていきます。</p>	C

29	<p>新制度の事務的処理が大変煩雑になるように感じられる。</p> <p>また、保育料の徴収は施設側が行うようだが、滞納整理の対応など細かいことが不明である。</p>	<p>新制度における事務が円滑に実施できるよう準備を進めています。</p> <p>なお、新制度においても保育所を利用する場合は、現在と同じように保育料の徴収は、市が行います。</p>	C
30	<p>保育所にも教育はある。「教育を希望する場合」と「保育を希望する場合」といった表現は、あまりに差が大きく感じられる。</p> <p>(3件)</p>	<p>新制度では、3つの認定区分に応じて利用先が決まっていきます。これを一般にもわかりやすく説明するため国は、「教育を希望する場合」、「保育を希望する場合」といった表現をしているものと考えられますが、保育の内容には当然、教育も含まれており、保育所保育指針にも記載されています。</p> <p>保育の内容には教育も含まれていることを、周知を図っていきたいと考えています。</p>	C
31	<p>保育士と幼稚園教諭が冷遇されていると思う。質の高い人材を投じなければ、子どもの質も上がらないので、質の高い職員を確保できる制度作りを構築してほしい。</p>	<p>質の高い保育士を育てるために、本市として研修体制を整えています。処遇改善も含め、支援策のさらなる充実に向け取り組みたいと考えています。</p>	C
32	<p>認可外保育施設の中で幼稚園類似の幼児教育施設として補助金が出ている自治体もある。</p> <p>子ども・子育て支援新制度の給付金と同じ額の補助でなくてもよいので、まじめに手間をかけて子育てしている保護者に対し、何らか補助してほしい。</p> <p>(2件)</p>	<p>待機児童の多い自治体では、認可外保育施設への支援を行っている場合もあります。</p> <p>本市では、新制度において認可事業に移行する認可外保育施設については、給付の対象となります。</p>	C
33	<p>保育の必要性の認定申請を行うようになってきているが、調整の責任は誰が持つのか、コンシェルジュの判断の重要度を示してほしい。</p>	<p>保育所等の利用調整については、これまでどおり市が責任をもって行います。</p> <p>保育サービスコンシェルジュについては、保護者等からの個別の相談に応じた情報提供と、入所待ちになっている子どもへのアフターフォローが主な業務です。</p>	C
34	<p>勤務地が北九州市で、市外から入園希望がある場合、調整は、該当市同士で連携とって行うのか。</p>	<p>保育所の場合、従前と同様、市町村間で調整を行っていくこととなります。</p>	C

35	<p>保育所として継続することを選択しても、「保育教諭」の名称になるのか。</p> <p>また、保育教諭と統一した賃金基準設定を行うか。これまでと格差が生じた場合、各法人で対処できる範囲かを知りたい。</p> <p>単年度ではなく、継続的な保育士の処遇改善を行ってほしい。</p>	<p>新制度においても、保育所の保育従事者に必要な資格は、保育士のままで構いません(保育教諭でも構いません)。</p> <p>また、保育士の処遇改善については様々な施策を実施していきます。</p>	C
36	<p>保育標準時間認定が異なる子どもに係る公定価格の水準が適切か。保育士確保、質の向上等図るためにも、処遇改善をしてほしい。</p>	<p>保育認定が異なる子どもの公定価格は同額ではありませんが、本市としては国基準に従ってそのまま適用する方針としています。</p> <p>また、保育士の処遇改善については様々な施策を実施していきます。</p>	C
37	<p>居宅訪問型保育事業ではなく、市が障害児通園施設を新設し、運営してほしい。</p> <p>(21件)</p>	<p>居宅訪問型保育とは、障害等により集団保育をすることが非常に難しい子どもや、ひとり親世帯の保護者が深夜に勤務する等の場合に、保護者の自宅で1対1で保育を行うものであり、障害児通園施設と目的や利用条件が異なります。</p> <p>また現在のところ、障害児通園施設の新設予定はありません。</p>	C
38	<p>2号認定・3号認定の子どもが利用時間を変更する場合の手続きが分からない。</p>	<p>支給認定(保育必要量の認定)の変更手続きが必要となります。市が保護者からの変更申請を受け、支給認定を変更することとなります(施設経由の提出についても検討しています)。</p>	C
39	<p>認定証交付の前に行政と事業者の協議が行われるかを知りたい。</p>	<p>認定証については、支給認定の事由に該当することが確認されれば、市が交付することとなります。</p> <p>これとは別に、利用調整を行う前に、市が事業者へ年齢ごとの受入れ可能人数を確認するなど、事業者との話し合いの機会はあるものと考えています。</p>	C

40	<p>保育短縮時間も、保護者の利便性が主となり、子どもの育ちの保障は保たれるのが不安。</p>	<p>子どもの育ちにとって、親が子どもと接する時間をしっかり持つこと、家庭で子育てができることは、大変重要です。一方、核家族化や共働きの増加など社会環境の変化の中で、多様な保育サービスへのニーズが増加しており、新制度においても、自治体はその対応を求められています。</p> <p>いずれの取り組みも重要だと考えており、両施策を効果的に進め、子どもの健やかな育ちを支えていきたいと考えています。</p>	C
41	<p>放課後児童健全育成事業については、障害のある児童の受入の基準を明確にし、クールダウンするための部屋の設置や専門の指導員の配置等を義務付ける必要があると考える。</p>	<p>現在でも、国においては、障害のある児童について可能な限り受入に努めることとしており、本市のクラブでは、ある程度の身辺自立ができ、クラブに馴染むことができる等を目安に児童の受け入れに努めています。</p> <p>児童を静養(クールダウン)させる場合、室内に必要に応じて間仕切り等を設置して必要なスペースを確保するなど、それぞれのクラブが対応しやすい方法で、児童の支援にあたっています。そのため、従来どおりの手法で支援にあたってきたと考えており、現在のところ、静養のための専用の部屋を設けることは考えていません。</p> <p>なお、国においては、新制度では、受入人数に応じた指導員(放課後児童支援員等)の配置が行えるよう検討していると聞いており、本市においては、こうした検討結果を含め、国の考え方等を踏まえて対応を検討していきたいと考えています。</p>	C
42	<p>放課後児童健全育成事業では、障害児加算は、人数で区分されているが、障害の程度に応じた加算制度を希望する。 (2件)</p>	<p>現在、国の基準では、障害児加算は受入人数に関わらず一定額となっていますが、本市では、受入人数に応じた加算措置を設け、障害児の受入の多いクラブの負担軽減に努めています。</p> <p>なお、国においては、新制度では、受入人数に応じた指導員(放課後児童支援員等)の配置が行えるよう検討しているとのことであり、本市においては、国の検討結果</p>	C

		等を踏まえて対応を検討していきたいと考えています。	
43	保育従事者が永く働き続けられるように処遇改善のための積極的な財政補助を行ってほしい。	<p>保育士の処遇は、他職種と比べて決して高いとは言えません。</p> <p>そこで、本市では保育士の処遇改善について、様々な施策を実施しています。</p> <p>また、平成 27 年度から始まる新制度の公定価格にも「処遇改善等加算」が加えられることとなっています。</p>	C